

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

- ・技術力の底上げを実現するべく、技術支援を強化します。（加工治具の設計構築支援、訪問指導、オンラインミーティングによる迅速な課題解決）
- ・原材料の高騰による利益圧迫を防ぐため、自社調達し材料支給への切り替えを提案します。
- ・健康経営に関する自社の取組やノウハウを提案・提供し健康増進施策の共同実施も推進します。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

③手形などの支払条件

下請代金は全て現金で支払います。

④知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

NDAで既存取引先間での権限確認や情報流出への再チェックを並行して実施します。

⑤働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（任意記載）

- ・ 高価な特殊工具や加工治具・測定工具の可能な限り無償貸し出しを実施します。
- ・ 支給材の発送費を全額負担します。
- ・ 自社で製作困難な製品の外注展開は行いません。
- ・ 設計変更などによる生産調整など情報共有の迅速な対応を実施します。
- ・ 量産品の試作支援を強化します。（3次元CAD図提供、NCプログラム作成手順など）
- ・ 高難度（高付加価値）製品の無償測定支援を実施します。（3次元測定、画像測定など）
- ・ 賃上げや物価高の状況に応じ情報の共有を迅速に行い、価格転嫁が必要な場合には、適正な価格を提案します。
- ・ 仕入れ先や全サプライヤーに対し全て現金払いを実施します。
- ・ 取引先の約束手形の発行廃止に向けた支払い条件の提案を実施します。
- ・ 当社が関わるサプライチェーン全体の共存共栄のため、直接の取引先をはじめサプライチェーン全体へのパートナーシップ構築宣言の普及を図ります。
- ・ 自社の健康経営の活動と成果を社内報やホームページ等で情報発信します。

2025年11月18日

株式会社池松機工
企 業 名

代表取締役社長 長井敏哉
役職・氏名（代表権を有する者）